

## 公益財団法人日本防災協会部会設置規程

制 定 平成 13 年 4 月 19 日

最終改正 平成 22 年 12 月 16 日

### 1 部会の設置

- (1) 公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）は、防災物品及び防災製品に係る各種課題について、会員が中心となって検討するための部会を設置するものとする。
- (2) 部会の名称は、別表のとおりとする。

### 2 部会の目的

部会は、防災物品及び防災製品の普及、使用方法、環境問題への対応、性能試験方法等に関し情報を交換し、防災品の改善に資することを目的とする。

### 3 部会の構成

- (1) 部会は、会員により構成し、何れの部会に所属するかは会員の届出による。
- (2) 会員は、会員が行う業務に関連する何れかの部会に所属するものとし、複数の部会に所属することを妨げない。

### 4 部会の運営

- (1) 部会長の選出は、部会員の互選による。
- (2) 部会長の任期は、定めない。
- (3) 部会長は、部会を総括する。
- (4) 会議は、必要に応じて、部会長が招集する。
- (5) 部会長は、当該部会に所属する会員の中から幹事を複数名指名し、幹事会を開催することができる。
- (6) 部会長は、必要に応じ、部会に分科会を設けることができる。

### 5 事務局

部会の事務局は、協会に置く。

#### 附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 15 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表

防災物品関係	防災製品関係	防災薬剤関係
カーテン部会 じゅうたん等部会 整染部会 重布染色加工部会 合板部会 二次加工部会	寝具等部会 広告幕部会 布張家具等部会 消防・防災用品部会	防災薬剤部会